

令和6年度東京都特別養護老人ホーム経営支援事業補助金Q & A

No.	項目	内容	回答																		
1	小規模加算	年度途中で減床して、交付対象となった場合、申請できるか。	交付対象となった月から対象となり、変更交付申請時に申請することとなる。 なお、交付額は月割りとなる。																		
2		年度途中で増床して、交付対象外となった場合、申請できるか。	対象外となるまでの月が交付対象となる。 なお、交付額は月割りとなる。																		
3	医療対応 (配置医勤務時間加算)	具体的な入所者と満たすべき常勤換算の値との関係は。	以下の値を満たしていれば算定可能となる。 なお、複数いる場合はそれぞれを常勤換算した後、足し合わせて算出する。 (例) 常勤換算後 (0.3、0.4) の2人の場合 0.3+0.4=0.7 <table><tr><th>入所者数</th><th>常勤換算</th></tr><tr><td>～119人</td><td>0.5</td></tr><tr><td>120～139人</td><td>0.6</td></tr><tr><td>140～159人</td><td>0.7</td></tr><tr><td>160～179人</td><td>0.8</td></tr><tr><td>180～199人</td><td>0.9</td></tr><tr><td>200～219人</td><td>1</td></tr><tr><td>220～239人</td><td>1.1</td></tr><tr><td>240～259人</td><td>1.2</td></tr></table>	入所者数	常勤換算	～119人	0.5	120～139人	0.6	140～159人	0.7	160～179人	0.8	180～199人	0.9	200～219人	1	220～239人	1.1	240～259人	1.2
入所者数	常勤換算																				
～119人	0.5																				
120～139人	0.6																				
140～159人	0.7																				
160～179人	0.8																				
180～199人	0.9																				
200～219人	1																				
220～239人	1.1																				
240～259人	1.2																				
4		当初協議書提出時又は変更協議書提出時に申請した加算の項目について、実施をしなかった。この場合はどうなるか。	(例) 大規模施設（定員70名以上）で以下のケースの場合 <table><tr><th>区分</th><th>介護・看護職員の 増配置（2：1） （5ポイント）</th></tr><tr><td>当初協議書提出時 変更協議書提出時</td><td>あり</td></tr><tr><td>実績</td><td>なし</td></tr></table> 未実施の項目については、ポイントに応じた金額を東京都に返還することになる。	区分	介護・看護職員の 増配置（2：1） （5ポイント）	当初協議書提出時 変更協議書提出時	あり	実績	なし												
区分	介護・看護職員の 増配置（2：1） （5ポイント）																				
当初協議書提出時 変更協議書提出時	あり																				
実績	なし																				

No.	項目	内容	回答								
5	「努力・実績」加算 (全般)	当初協議書提出時又は変更協議書提出時に申請しなかった加算の項目について実施をした場合は、加算の対象となるか。	(例)大規模施設（定員70名以上）で以下のケースの場合 <table><tr><th>区分</th><th>介護・看護職員の増配置（2：1） （5ポイント）</th></tr><tr><td>当初協議書提出時 変更協議書提出時</td><td>なし</td></tr><tr><td>実績</td><td>あり</td></tr></table> 追加の加算とはならない。	区分	介護・看護職員の増配置（2：1） （5ポイント）	当初協議書提出時 変更協議書提出時	なし	実績	あり		
区分		介護・看護職員の増配置（2：1） （5ポイント）									
当初協議書提出時 変更協議書提出時		なし									
実績	あり										
6	No.5とNo.7のケースで相殺が可能か。	(例)大規模施設（定員70名以上）で以下のケースの場合 <table><tr><th>区分</th><th>介護・看護職員の増配置（2：1） （5ポイント）</th><th>介護職員のメンタルケア対策の強化 （5ポイント）</th></tr><tr><td>当初協議書提出時 変更協議書提出時</td><td>あり</td><td>なし</td></tr><tr><td>実績</td><td>なし</td><td>あり</td></tr></table> 相殺は不可能。看取り介護研修の未実施（－5ポイント）と次世代への介護の魅力発信の実施（＋5ポイント）を合算して「0ポイント」とは取り扱わない。看取り介護研修の未実施（－5ポイント）のみを計算することになるので、5ポイント分の金額を東京都に返還することになる。	区分	介護・看護職員の増配置（2：1） （5ポイント）	介護職員のメンタルケア対策の強化 （5ポイント）	当初協議書提出時 変更協議書提出時	あり	なし	実績	なし	あり
区分	介護・看護職員の増配置（2：1） （5ポイント）	介護職員のメンタルケア対策の強化 （5ポイント）									
当初協議書提出時 変更協議書提出時	あり	なし									
実績	なし	あり									
7		オンラインで実施した研修や訓練等は、加算の対象となるか。	研修については、オンラインにおいても対面と同等レベルの実施が可能な場合は、加算の対象となる。 訓練については、原則として、実地訓練に限るものとする。								
8	「努力・実績」加算 (介護・看護職員の増配置)	前年度入所者数の出し方はどう算出するのか。	前年度の入所者延数を当該年度の日数で割り、小数点第2位以下を切り上げて算出する。 （老福基準条例施行規則第3条第2項および条例施行要領第2、6（5））								
9		新規施設で前年度の実績がない。前年度入所者数はどう算出するのか。	新設（または増床）から6か月未満の場合は、ベッド数の90%を便宜上の入所者とする。 6か月以上1年未満の場合は、直近6か月の入所者延数を6か月の日数で割って算出する。 （老福基準条例施行規則第3条第2項および条例施行要領第2、6（5）2）								
10		4月の職員数とは、いつ時点で考えればいいのか。	常勤換算方法で算出するため、4月1日時点ではなく4月の1ヶ月間で計算する。								

No.	項目	内容	回答
11		月途中で採用された非常勤職員の常勤換算は、どのように算出するのか。	4月時点の職員数が基準になるため、4月分の勤務実績から算出する。
12	「努力・実績」加算 (外国人介護職員の活用)	4月1日現在、1年以上継続雇用している常勤の外国人介護職員とはどのような者を指すか。	外国人介護職員とは、外国籍を有し、EPA（経済連携協定）、在留資格「介護」技能実習、特定技能1号のいずれかに該当する者である。 当該要件に該当する外国人介護職員を、令和5年4月1日以前から引き続いて、常勤で雇用している場合に対象となる。
13		有期雇用契約であるが、フルタイム勤務の職員であれば対象となるか。	雇用形態に関わらず、当該施設の就業規則で定められた常勤の職員が勤務すべき時間数の全てを勤務（フルタイム勤務）していれば対象となる。
14		在日外国人や、日本国籍を取得した者でも対象となるか。	在日外国人（永住の在留資格等を持ち日本に定着居住している外国人）や日本国籍取得者（外国人に該当しない方）は対象外です。
15	「努力・実績」加算 (介護職員の医療対応力向上)	「認定特定行為業務従事者の登録をした者を配置する」とあるが、具体的な配置要件はあるか。	施設が登録特定行為事業者の登録をしており、介護職員のうち、喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者の登録をした者が、2割以上いる場合を対象とする。
16		「研修の受講機会の確保」や「特定行為業務従事者の登録を支援」とあるが、具体的にどういった内容を指すのか。	業務としての研修参加、研修受講にあたっての勤務調整、実地研修への協力等の取組を対象とする。
17	「努力・実績」加算 (専門的看護師の配置)	専門看護師又は認定看護師の資格を有する者、特定行為研修を受けた看護師とあるが、対象となる分野は限定されているか。	原則として分野は問わないが、明らかに高齢者が対象とならない妊産婦や子どもに係るもの（不妊症看護、新生児集中ケア等）は除くものとする。
18		専門看護師又は認定看護師の資格を有する者と特定行為研修を受けた看護師はいずれも配置しないと加算の対象とならないのか。	専門看護師又は認定看護師の資格を有する者、若しくは特定行為研修を受けた看護師のいずれか1名以上を配置した場合に対象となる。
19	「努力・実績」加算 (職員定着率の向上①)	令和5年1月に採用され令和6年2月に離職した職員は、1年以上在籍していた計算になるが、対象になるか。	対象とならない。あくまでも令和5年4月1日時点から令和6年4月1日時点までの職員数で判断する。
20		特別養護老人ホームに勤務していた職員が、同法人内の他の介護保険サービスの施設及び事業所に異動した場合、その職員は、加算の対象となるか。	対象となる。ただし、同法人を退職した場合は除く。

No.	項目	内容	回答
21		令和5年5月以降に新規開設した施設は、「職員定着率の向上①」の加算の対象となるか。	令和5年4月1日時点で在籍していた職員の定着率を評価するため、対象とならない。
22	「努力・実績」加算 (職員定着率の向上②)	チューター職員の条件（職種・役職・年齢等）はあるか。	条件はないが、新規採用職員が安心して仕事に取り組むことができるよう、能力開発や職場生活をサポートできるチューター職員の配置を検討いただきたい。
23		複数の新規採用職員に対して1人のチューター職員を配置しても問題ないか。	1人の新規採用職員に対して1人以上のチューター職員の配置が望ましいが、施設の状況に合わせた配置で問題はない。 また、特定の職員に負担が増加するような配置は避けるよう努力いただきたい。
24		令和6年5月1日に新規採用となった職員が、年度内に辞職した。この場合は、加算の対象となるか。	対象となる。「令和6年度において新規の職員採用がない施設」又は「令和6年度中に採用した職員が令和7年3月31日までに辞職した場合」は、新規採用職員向けの教育プログラム（施設内研修）が構築できていれば問題ない。
25		介護関係の職種に携わっていた職員の採用（中途採用等）であっても、チューターの配置が必要か。	採用職員の経歴には関係なく、チューター職員を配置する必要がある。
26		構築する教育プログラム（施設内研修等）にはどのような内容を想定しているか。	「介護技術向上」「アンガーマネジメント」「ストレスマネジメント」「ハラスメント防止」「キャリア形成」「法人と自分の未来」「接遇」「施設長等の意見交換会」「OJT」等を想定している。 なお、施設において実施が必須である「権利擁護」「虐待防止」「認知症介護（基礎）」「業務継続計画（BCP）」「身体的拘束等」「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止」「介護事故の防止」以外の内容を含まない場合は対象外とする。
27		施設内研修は必須か。OJTを中心としたプログラムでも問題ないか。	新規採用職員の定着が図られるのであれば、OJTを中心としたプログラムの構築でも問題ない。
28		教育プログラムの実施回数や時間の制限はあるか。	制限は設けていないが、必ず年に2回以上チューター職員及び施設長との意見交換を行う場を設けることとする。
29		メンタルケア対策の強化とは具体的にどのようなことを行えばよいか。	外部の専門職（医師、公認心理師、精神保健福祉士等）による相談体制の構築及び相談窓口の設置（いずれも協力医療機関等を活用する場合を含む）により相談対応を実施していること。

No.	項目	内容	回答
30	「努力・実績」加算 (介護職員のメンタルケア対策の強化)	外部の専門職とあるが、産業医でもよいのか。	差し支えない。
31		労働安全衛生法に規定されているストレスチェックを行っているが、加算の対象になるか。	対象とならない。
32	「努力・実績」加算 (育児と仕事の両立支援)	育児と仕事の両立支援として、具体的にどのようなことを行えばよいのか。	出産・育児を支援するための休暇制度（法令による産前・産後休業や育児休業は除く。）や福利厚生制度の整備、相談窓口の設置、男性職員への育児休業取得の勧奨の実施、育児休業の取得や男性の育児参加が可能な環境の整備（代替職員の配置・勤務時間調整・配置転換等）など、育児と仕事の両立を支援するための取組を実施していること。
33	「努力・実績」加算 (ボランティアコーディネーターの配置)	ボランティアコーディネーターに資格要件はあるか。	ボランティアコーディネーターの業務に従事する職員が該当するので、特に資格要件の設定はない。
34		ボランティアコーディネーターは専従でなくてもよいのか。	専従でなくてよい。
35		ボランティアは有償、無償を問わないか。	報酬の有無は問わない。
36		ボランティア団体を受け入れた場合実績のカウントの方法はどうなるか。	ボランティアを受け入れた事実を基に日単位でカウントする。1日に複数の団体を受け入れた場合でも1日のカウントとなる。
37	「努力・実績」加算 (障害者の雇用)	施設において障害者として雇用しているが、障害者手帳等を取得していない場合は、加算要件を満たすか。	障害者手帳等を取得されている方を雇用している場合に対象となる。
38	「努力・実績」加算 (介護現場のDXの促進)	介護ロボット、見守り機器等のテクノロジーの導入や業務改善に向けた取組を進めるとあるが、具体的にはどういった内容を指すのか。	生産性向上に係る委員会を年2回以上開催し、介護ロボット、見守り機器等のテクノロジーの導入や業務改善に向けた取組について検討している場合に対象となる。
39		区市町村や自治会等が開催する防災訓練に職員が参加した場合は、対象となるか。	施設が主催することが要件であるため、対象とならない。ただし、区市町村や自治会等と合同で実施する場合で、施設として訓練の目的・計画の策定や訓練後の見直しを行う場合は対象となる。

No.	項目	内容	回答
40	「努力・実績」加算 (自治会等との防災訓練の実施)	近隣の特養等の「近隣」とはどの範囲をいうのか。	距離に関する制限はなく、有事の際を想定した場合に、その防災協定が役に立つかどうかポイントとなる。
41		協定は結んでいないが、実態として近隣の特養等と合同で防災訓練に参加している場合は、対象になるか。	協定が無ければ、実際に災害が発生した際の協力関係・役割分担が明確になっていないため、対象とならない。
42		自治会等も参加しているが、相手方は特養の訓練を見ているだけ（それに対して意見等をもらう）の場合は、対象となるか。	訓練に参加していないのであれば、算定不可となる。「合同訓練」と言える内容なのかが焦点となる。
43		近隣の障害者施設と協定を結び防災訓練を行いました、対象となるか。	要件に「近隣の特養等」とあることから、福祉系の施設との協定締結・訓練であれば対象となる。
44		1つの訓練実施により、「福祉避難所としての訓練等の実施」、「事業継続計画に基づく訓練の実施」、「自治会等との防災訓練の実施」のうち、複数の項目を同時に満たすことはできるか。	原則として、1つの訓練で複数の項目を兼ねることはできない。ただし、複数の訓練を一体的に実施する場合、訓練目的の設定や実施計画の策定、訓練後の見直しを別個に整理することにより、複数の項目を同時に満たすことが可能となる。
45	「努力・実績」加算 (島しょにおける人材確保)	昨年度、島しょ地域外から職員を採用した際、赴任旅費を負担したが、今年度は特段の負担はしていない。この場合、加算の対象になるか。	対象とならない。今年度において職員定着の取組を行っている場合に対象となる。例えば、島しょ地域外から採用した職員に、住居手当や帰省等に要する旅費等を支給している場合は、対象となる。
46		資格取得や技術向上の研修はどのようなものが認められるのか。	職員が職務として「資格取得」及び「技術向上」を目的とする研修に参加するのであれば、内容は問わない。
47		島しょ地域外の研修に、職員2名が2日間に亘り、資格取得の研修に参加した。この場合は、延べ何日間となるのか。	延べ4日間となる。(2名×2日間=4日間)
48		東京都以外の道府県で開催される研修に参加した場合は、対象となるか。	対象となる。

No.	項目	内容	回答
49	「努力・実績」加算 (身寄りのない高齢者の受け入れ)	親族はいるが、絶縁していて交流がない場合は対象となるか。	事実上保証人、身元引受人、契約代理人となる者がいない場合は対象となる。
50		身内以外の者が保証人・身元引受人・契約代理人になっている場合対象となるか。	対象となる。 なお、身内の者が保証人・身元引受人・契約代理人になっている高齢者は、対象とならない。
51	「努力・実績」加算 (透析が必要な要介護者の受け入れ)	透析を要する入所者の受入体制を構築した上で、受け入れを実施しているところがあるが、具体的にはこういった内容を指すのか。	透析を要する入所者を受け入れ、家族や病院等による送迎が困難な場合に送迎を行うなど、透析を要する入所者の受入れ体制を確保している。ただし、当該年度中に送迎実績があり、かつ、透析患者の送迎加算以外の費用負担を求めている場合に限ることとする。
52	「努力・実績」加算 (社福軽減の実施)	短期入所生活介護や通所介護では行っているが、特別養護老人ホームで行っていない場合は、どうなるのか。	特別養護老人ホームに対する補助金であるため、特別養護老人ホームで行う必要がある。
53		対象者がいなくても、制度としてやっていたらポイントの対象となるか。	対象となる。
54	「努力・実績」加算 (他の社会福祉法人等との連携による人材育成)	社会福祉協議会等が主催する研修に参加した場合は、対象になるか。	対象とならない。
55		他法人が運営している特養と、午前・午後で異なる研修を実施した場合は、2回とカウントしてよいのか。	研修のテーマが異なるとともに、参加者を別に募るものである場合は、2回とカウントする。
56		法人間で人材交流を行った場合、どのようにカウントすればよいのか。	派遣と受入れとでそれぞれ1日とカウントする。なお、1日に複数人を派遣した(受入れた)場合も1日とする。
57		他法人が運営する施設と連携し、看取り介護に関する研修を実施した場合は、当該項目と「看取り介護研修の実施」の両項目を同時に満たすことはできるか。	満たさない。どちらか1つを選択する。
58		研修を年間4回、人材交流を延べ7日間行った場合は、合計11日間(回)とカウントしてよいのか。	カウントして問題ない。

No.	項目	内容	回答
59		施設長会等の一部として実施した場合は、対象となるか。	例えば、午前中に施設長会、午後に研修という具合に、時間と内容を明確に区別して実施する場合は、対象となる。
60		区市町村と連携して実施した場合は、対象となるか。	対象とならない。他の法人が運営する福祉施設や介護保険事業所との連携でなければならない。
61		こういった研修や人材交流が対象外となるのか。	報告や連絡を主目的とする会議や就職面談会・相談会等は対象とならない。
62	「努力・実績」加算 (施設の空き情報の適切な提供)	国の「介護サービス情報公表システム」において「空き人数」の項目を定期的に更新しているとあるが、具体的な更新頻度は何回か。	少なくとも毎月1回以上更新した場合に加算の対象となる。更新は、空き人数に変動があった場合に随時入力することが望ましい。なお、空き人数に変更がない場合であっても、少なくとも毎月1回以上更新を行うことが必要となるため、毎月、更新日を定めておくなど入力漏れないようにすること。
63	「努力・実績」加算 (福祉避難所としての訓練等の実施)	複数の特別養護老人ホームで構成する連絡協議会と市が取り交わす協定では対象となるか。	対象となる。
64		福祉避難所として指定されているかは、どのように確認すればよいのか？	平成26年4月以降は、改正災害対策基本法により区市町村は避難所を公表することが義務付けられるため、区市町村に御確認いただきたい。
65		東京都から避難施設指定を受けている場合は対象となるか。	東京都が指定する避難施設とは、東京都国民保護計画に基づく武力事態対応の避難施設であり、防災ではなく国民保護を目的としたものであるため、対象とならない。
66		福祉避難所を運営するための訓練に、施設で例年行っている避難訓練は含まれるか。	対象とならない。区市町村から指定を受けた施設が、災害時に福祉避難所を開設し、地域の要配慮者を受け入れるための訓練が対象となる。
67		1つの訓練実施により、「福祉避難所としての訓練等の実施」、「事業継続計画に基づく訓練の実施」、「自治会等との防災訓練の実施」のうち、複数の項目を同時に満たすことはできるか。	原則として、1つの訓練で複数の項目を兼ねることはできない。ただし、複数の訓練を一体的に実施する場合、訓練目的の設定や実施計画の策定、訓練後の見直しを別個に整理することにより、複数の項目を同時に満たすことが可能となる。

No.	項目	内容	回答
68		区市町村に保存している備蓄は対象となるか。	対象とならない。本項目は、施設が主体となって備蓄し、管理する場合に対象となる。
69		入所者分の食料品等を備蓄しているが、「福祉避難所を運営するための備蓄」に該当するか。	福祉避難所は地域の要配慮者を受け入れるものであるため、入所者の備蓄は該対象とならない。
70	「努力・実績」加算 (次世代への介護の魅力発信)	介護士を育成する介護福祉専門学校等からの受入は、対象となるか。	対象とならない。
71		併設デイで受入れた場合は対象となるか。	特養で受入れた場合に対象となるため、デイは対象とならない。
72		幼稚園児を受け入れた場合は、対象となるか。	対象とならない。当該項目は、次世代への介護の魅力発信を目的としているため、対象は小学生から高校生までとなる。
73	「努力・実績」加算 (講座・サロン等の開催)	配食サービスや講座・サロンは、無償でなければならないのか。	無償・有償は問わない。
74		東京ホームタウンプロジェクトの「地域参加のトビラ」において、ボランティアの募集や、講座・サロン等の参加者募集の登録をした場合、講座・サロン等の開催として計上することができるか。	東京ホームタウンプロジェクトの「地域参加のトビラ」における募集登録に限り、応募の有無に関わらず、1年に1回に限り計上することができるものとする。 また、「地域参加のトビラ」により募集した講座・サロン等（他の補助を受けているものや当該施設が主催していないものは除く。）については、上記登録によるものとは別に、開催実績に応じて計上することができる。 なお、ボランティアの募集については、「地域参加のトビラ」以外で行う取組は対象とならない。 【東京ホームタウンプロジェクト・地域参加のトビラ】 https://hometown.metro.tokyo.jp/tobira/
75		併設の包括支援センターが主催する講座やサロン等に特養の職員も協力しているが、対象となるか。	他施設等が主催する取組は対象とならない。

No.	項目	内容	回答
76		区市町村からの委託により講座・サロン等を開催しているが、対象となるか。	区市町村からの委託事業は、区市町村の事業であるため、対象とならない。
77	「第三者評価」「利用者調査」未受審による減額	減額が適用となる場合はどのような場合か。	下記のいずれかに該当する場合、2年後（令和8年度）の補助金が減額となる。 ①評価機関による利用者に対する調査又第三者評価のいずれも実施していない場合 ②サービス改善計画・実施状況の作成・公表を実施していない場合 ③利用者調査を実施したが、過去2か年に第三者評価を受審していない場合
78		減額金額はいくらになるのか。	変更協議内示の時点における『「努力・実績」加算』ポイント単価×8が金額となる。
79	サービス評価・改善計画加算	見積額が48万円だったが、その場合は48万円で計上するのか。	この加算は契約額に関わらず、第三者評価＝60万円、利用者調査＝20万円の定額となる。
80		見積額は60万円であったが、契約が55万円となった。5万円は返還するのか。	この加算は契約額に関わらず、第三者評価＝60万円、利用者調査＝20万円の定額となるため、返還とはならない。
81		第三者評価と利用者調査、両方やる場合は80万円か？	利用者調査は第三者評価に含まれるので、60万円となる。
82		利用者調査を年度内に実施予定だが、当初申請時には見積が間に合わない。載せてもよいのか。	当初申請はゼロとし、変更交付申請の際に計上することになる。なお、変更交付申請のタイミングまでには、最低限、見積書が必要になる。
83		調査は年度内に終わっているが、評価機関への支払いが4月になってもいいか。	契約内容が年度内に履行されていれば、支払いは4月でも問題ない。
84		提出をする契約書の写しは、全ページの提出が必要か。	必要となる。 （契約期間、契約内容（対象施設）、契約年月日等を確認するため。）

No.	項目	内容	回答
85		領収書を受領していない。銀行の振込み記録の提出でいいか。	先方より領収書を発行が必要となる。
86		交付要件として、公表様式により、施設内に掲示するとともに、利用者へ配布する等により、その内容を周知しなければならないとあるが、具体的にどのようにすればよいか。	施設内の掲示スペース等に掲示することや公表様式をファイリングし、施設において利用者や家族の閲覧に供することが必要となる。また、郵送やメール等で、利用者家族に対し、公表様式を掲示している事実を周知すること、または、公表様式自体を送付する等が必要となる。
87	その他 (要綱)	別記第1号様式の3に関して、「介護職員又は看護職員」のところには両職種を足し合わせたものでよいか。	両職員の合計が対象となる。
88	その他 (印鑑証明)	コピーでもよいか。	原本が必要となる。
89		法人で複数施設運営している。印鑑証明はそれぞれに必要か。	原則、各施設毎に原本の提出は必要となる。
90		昨年度と変更がなければ、提出しなくてもいいか。	毎年度提出が必要となる。
91		3か月以内に発行したものでないとならないか。	当該年度に発行されたものが必要となる。
92		年度途中で法人代表者が変わった場合は、どうすれば良いか。	新しい印鑑証明書の提出が必要となる。また、代表者変更前に既に一度印鑑証明書を提出している場合は、新旧の印鑑証明書の連続性を証明するものとして、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）も提出が必要となる。 なお、理事長変更に伴い口座名に変更が生じた場合は、支払金口座振替依頼書も合わせて提出することになる。
93	その他 (口座振替・委任状)	押印する印鑑は、銀行印ではなく、印鑑証明に押印した印か。	印鑑証明に押印した印となる。理事長印が複数存在する場合は、印鑑証明書の印影と一致の確認が必要となる。

No.	項目	内容	回答
94	その他 (予算書)	提出する予算書の年度はいつか。	申請当該年度の当初予算の予算書の提出が必要となる。
95		当初交付申請時にも予算書を提出しているが、また出すのか。予算書はいつのものを出すのか。	当初交付申請時の予算書から変更となった場合のみ提出が必要となる。
96	その他 (新規施設)	7月に開設した施設だが、申請できる項目は何になるか。	サービス評価・改善計画加算は全施設が対象となる。 また、小規模施設であれば小規模加算、施設の所在地によって、町村部加算、島しょ加算が算定できます。評価加算は当年度の実績で算定の可否を判断する項目については算定対象となる。
97		9月に開設した施設だが、第三者評価（あるいは利用者調査）は受審しなければならないか。	年度途中の開設の施設は、初年度は受審をしていなくても、2年後の減額の対象とはならない（当該年度の4月1日開設の施設は、初年度から受審が必要となる）。